

令和5年第5回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和5年5月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 (欠員)	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氷賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 真武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

24番 小原 正隆

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第27号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第28号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 13番 (木下)

議事録署名人 16番 (吉瀬)

開会 令和5年5月25日 午後3時00分
局長 (市村 義美君)
皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)
定刻前ですが、予定された方が全員おそいでございますので、ただいまから令和5年第5回農業委員会総会、それから協議会を開会させていただきたいと思います。

では、氣賀澤会長さん、御挨拶をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
あちこちの田も大体緑色になってきまして、田植のほうもほとんど終わってきたわけでございます。そうしましたら今度は麦を早めに収穫ということで、農協のほうでは来週の中ほどではないかというよう話をされています。ちょっと季節が1週間から2週間ぐらい早く回っているような気がしております。そんなお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

また、議題のほうも幾つかあると思いますので、会がスムーズに進みますよう御協力をお願いいたします。

以上です。

局長 (市村 義美君)
ありがとうございました。
では、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を11番の代田和美委員、よろしくお願いします。

11番 (代田 和美君)
では、一言ということですけど、私も農業委員になってから空き家の庭を借りて広くしたりして家庭菜園をやっています。
そのほかに、私たちは認知症の人とその家族を集めてつどいの家っていうところでTomoniっていうグループで活動しています。そして、その人たちに手伝ってもらうためにまちかど農園っていうのをやっています。
認知症の人でも本当に歩くのがやっとの人から割りと動ける人までいろいろいますので、その人に適した作業をしてもらうということで、種をまいたり植えたりできる人はそれなりに、ただ水やりしかできないっていえばそれなりに手伝いながらやるっていう感じですが、認知症の人がすごく楽しそうに働くんですね。
それで、そこで収穫できたもので焼き芋大会をやったり食事などを作ってやったりするとふだんよりも喜ぶので、何でかんで施設なんかに押し込めちゃうっていうとちょっと語弊がありますけど、こういうふうにちょっと解放してやるとまた認知の進みも違うのかなと思って、これからもこの活動を続けてい

会長

きたいと思っています。よろしくお願ひします。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続けて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（氣賀澤 道雄君）

これより令和5年5月1日付、告示第5号をもって招集した令和5年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

なお、24番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において13番木下豊委員、16番 吉瀬久司委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査

（出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

計画変更一1で示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北1筆366m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、建売住宅及び通路。

変更理由でございますが、当初計画は建売住宅用地として事業を計画していたが、承継者より農業用の資材置場、作業場等として使用したい旨の申出があり応じることとした、承継計画は[REDACTED]の栽培を始めた当地の北側に居住する承継者が公道から住宅への進入路及び駐車場、農業用資材置場、作業場等として使用したいというものでございます。

同日5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

7番 (森 武雄君)
2ページの地図を御覧いただきたいと思います。
こちらに黒く色塗りをした箇所が当該地であります、その奥に「自宅」って書いてありますけれども、この「自宅」というところが継承者の自宅であります。
実は、黒く塗った土地の周りの3軒、■さん、■さん、「■■■」って書いてあるお宅を含めて、黒塗りしたところの合計4筆が建売住宅っていうことで当初は申請をして認められておったということです。
それで、今まで黒塗りしたところにだけ家が建っていないくて、その周りは全て家が建って住宅として使用しておるということになっております。
地図を御覧いただいたように、「自宅」って書いてあるところに行くには道から黒塗りのところを通らないと自宅まで行けないということであります、自宅のところには車も1台ぐらいしか止められません。
そんなこともありますて、建売住宅ということで許可は取ったんでありますけれども、今回、自宅に行くまでの入り口という土地でありますし、なおかつ、「自宅」って書いてある西側の一段下がったところに畑がありますて、そこで継承者が■の■畑を始めまして、■畑に関わる資材を置いたり、あるいはまた軽トラを置いたりっていうところが必要になってきて、黒塗りの部分を売ってくれないかというような話になりました。
当初は住宅ということでありますけれども、農業用の資材置場、あるいはこれから小屋みたいなものが建つかもしれませんけれども、そういう農業に関わるところが必要になってきたということで今回の変更の申請が出てまいりました。
5月1日に北澤委員と2人で現場へ行きまして説明を聞いたわけでありますけれども、ここの眺望、見晴らしから言って、この黒塗りの部分に住宅を建てたとしても、もう西側に2軒家が建っていますので、理由になるか分かりませんけれども、見晴らし、眺望も悪いわけでありますので、今回こういった申請が出てまいりまして、2人ともやむを得ないなあという気持ちで帰ってまいりました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

主査 (出口 大悟君)

すみません。1点補足をお願いします。

先ほど説明したように、今回の申請地の周辺が建売住宅で許可を受けていて、今回のところが1区画残っていたという説明を私も事業者から当初は受けたんですけども、周辺の許可状況を改めて確認しましたら建売住宅用地ではなくて個人間でのやり取りだったんです。ですので、その旨を事業者にお伝えしたら、ここは建売住宅だと確かに自分たちが勘違いしてしまっていたっていうことをおっしゃられました。

ちょっと私のほうで担当委員さんにお伝えしていなくて大変申し訳ないんですけども、周辺の住宅については今回の事業者さんが建売住宅で建てたものではなくて、あくまでも個人住宅として建てられたものようあります。

それで、恐らく今回の事業者さんが個人間でのやり取りについて何か契約だったり住宅の建築だったりについてお手伝いをされていたというような経過であります。

説明につきましては以上となります。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

10番

質問、御意見がありましたらお願ひします。

(春日 知也君)

教えていただきたいんですけど、以前、建売住宅として転用の許可が出たんだと思うんですけども、そのときの地目が田で、田から住宅か何かに地目が変わったんじゃないかと思ったんですけど、この表の中ではまだ地目が田のままなのはなぜでしょうか。

主査

(出口 大悟君)

実際には事業者さんのほうで建売住宅の事業を進める予定でありましたので、土地の造成工事は済んでいます。

ただ、建売住宅の許可についてはあくまでも住宅が7割程度建たった段階で事業がおおむね完了すると判断しますので、7割に満たない場合は登記地目の変更というのも行えないのかなと考えております。

会長

(氣賀澤 道雄君)

春日委員、よろしいですか。

10番

(春日 知也君)

はい。いいです。ありがとうございます。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 23 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書 3 ページを御覧ください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。
場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。
3-1 で表示した場所になります。
中沢区、[REDACTED] の東 1 筆 327 m² になります。
3 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
農地法第 3 条の許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。
以上 1 件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (菅沼 佳彦君)
吉瀬地区ですけれども、皆さん御存じのとおり、吉瀬地区っていうのは全体的に東から西に傾いた傾斜地になります。
それで、地図を見ますと、左側が西側、天竜川のほうで、右側が東で高くなっています。傾斜地になっています。ですので、耕作地は平らなんすけれども、周りの道路は耕作地よりも高くて、唯一面している [REDACTED] さんの畑のところだけが平らになっていて、機械を入れたりするっていう耕作が非常にやりにくいところです。
それで、[REDACTED] さんですけれども、この方は養子をもらって名字が変わってい

るんですけども、吉瀬にない名字なんですけども、今は夫婦ともに■■■■と■■■■ということで働いていて農業が全くできない状態で、譲渡の理由については■■さんと経営規模拡大なんんですけども、■■さんとほうも農業ができないっていう状況にある方で、こういう地形から言つても■■さんの譲受っていうのは問題ないと思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第24号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書5ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

上赤須区、■■■■の東1筆582m²になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は、当地東側の住宅を購入の上、移住を予定しているが、駐車場、家庭菜園等の敷地が不足するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で見ております。

続きまして 2 番でございますが、場所につきましては 6 ページの右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED] の東 1 筆 500 m² になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 8 年 8 月 14 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして 3 番でございますが、場所につきましては 7 ページの左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

先ほど計画変更で御説明させていただいた案件となります。

中沢区、[REDACTED] の北 1 筆 366 m² になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は当地の北側に居住しており、公道から住宅への進入路及び駐車場、農業用の資材置場、作業場等として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして 4 番でございますが、場所につきましては 7 ページの右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の東 1 筆 522 m² になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが子どもの成長とともに手狭になったことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年3月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明を行います。

1番と2番は私の管轄となりますので御説明いたします。

1番の上赤須区のものですけれども、■さんという方は地図にあります■さんのお娘さんになりますし、相続された方です。それで、管理等が難しいということで、これを愛知県の方に売却したいということで、売却の条件としまして先ほど事務局から説明しましたように土地が必要ということで、この部分を転用したいということでした。

それで、これにつきましては問題ないと判断しております。

それから、2番につきましては、農地に隣接したところでありますけれども、雨水等につきましては地下浸透ということですので、農地への影響はないということで問題ないと判断いたしました。

上赤須区につきましては木下委員、それから市場割の5-2につきましては春日委員と現地確認をして、問題ないという結果となっておりますので御報告いたします。

以上です。

7番 (森 武雄君)

3番ですが、先ほど1ページの計画変更のときに説明をさせていただきました件であります。

当該地のすぐ下には■の■がかなり植えてありまして、実際に育てておりました。

また、■を育てるための資材置場または駐車場っていうことでは大事な土地になりますので、■の栽培をするためにもこの土地が必要ということは認めていいと判断していいと思います。

次に4番をよろしいですか。

会長 (氣賀澤 道雄君)

はい。お願いします。

7番 (森 武雄君)

4番でありますけれども、中沢の原というところであります、7ページの5-4の地図を御覧いただきますと、この三角形の土地になります。

ここすぐお隣、右上の■さんっていう方が父親であります、すぐ

横の田んぼに息子さんが土地を借りて住宅を建てるという計画であります。

息子さんは今違うところに住んでおりますけれども、家庭を持っておりまして、地元に帰ってきて農業もお手伝いをするということでありますので、妥当だという判断をいたしました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第25号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第26号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により 10番春日知也委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

(10番 春日知也君 退場)

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第26号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)

議案書8ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和5年5月31日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが2,027m²、畑が1,331m²で、合計で3,358m²でございます。

貸手が3、借手が3です。

(2)番 (3)番の表につきましてはお目通しいただき、9ページ～11ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
推進委員のほうで何か補足説明がありましたらお願ひいたします。

[発言者なし]

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、推進委員からの補足説明はないということですので、見ていただきたいと思います。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 26 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。

[10番 春日知也君 入場・復席]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)
それでは議案書 12 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 5 年 5 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年、田 1 万 294 m²、計 1 万 294 m²でございます。
貸手が 2、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
13 ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。
2 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 11 筆を貸し付けるということになっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。
以上について御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
推進委員の補足説明がありましたらお願ひいたします。

[発言者なし]

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第27号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第27号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、
議案第28号 農用地利用集積計画の策定について（売買）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次長 (山本 孝浩君)
それでは議案書14ページをお開きください。

議案第28号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず、公告年月日につきましては令和5年5月31日を予定しております。

売買の面積は田んぼが9,492m²で、売手が2、買手につきましては長野県農業開発公社のみであることから1となっております。

なお、本売買につきましては5月19日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

15ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1件目は■さんから長野県農業開発公社が買い受ける内容となっております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、それぞれ令和5年6月20日。

対価につきましては470万円。

取得後の利用目的につきましては、以前と同様に [REDACTED] 栽培の予定でございます。

16 ページを御覧いただきまして、売買の対象地につきましては 16 ページの右側の図となります。[REDACTED] の南側に位置する農地です。

右側の図をちょっと縦に向けていただいて、左側が西側となっております。西側から [REDACTED] 、 [REDACTED] 、 [REDACTED] の並びとなっております。

15 ページにお戻りください。

2 件目は [REDACTED] さんから長野県農業開発公社が買い受ける内容となっております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、それぞれ令和 5 年 6 月 20 日。

対価につきましては 15 万円。

取得後の利用目的につきましては、以前と同様に [REDACTED] を栽培する予定でございます。

売買の対象地につきましては 16 ページを御覧いただきたいと思いますが、16 ページの左側の図となっております。[REDACTED] の東側の [REDACTED] 川沿いに位置する農地であります。

以上 2 件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員、また推進委員の補足説明がありましたらお願いします。

[発言者なし]

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは農地あっせん審査会長の米山推進委員、お願いいたします。

25 番 (米山 茂寿君)

2 件とも特に問題等はありませんでした。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17 番 (中嶋 隆君)

これって誰が作るんでしょうか。

次長 (山本 孝浩君)

長野県農業開発公社が買い受けた後の耕作者でよろしいでしょうか。

- 17番 (中嶋 隆君)
そういうことですね。
- 次長 (山本 孝浩君)
長野県農業開発公社の売買につきましては、一旦農業開発公社のほうで買い受けて、3か月間は公社のほうで土地を保有します。それで、その後に次の売渡先の方——本売買案件の申出があった時点で買い受ける方は決まっていますので……
- 17番 (中嶋 隆君)
ほう。
- 次長 (山本 孝浩君)
はい。
- 17番 (中嶋 隆君)
ああ、そういうものなんですか。
- 次長 (山本 孝浩君)
そうなんです。
- 17番 (中嶋 隆君)
それでは、何で開発公社は間にに入るのですか。
- 次長 (山本 孝浩君)
本来は、農業開発公社のほうが買い受けて、農業開発公社が売渡先を探すことになっているんですけども、既に売手と買手が決まった状態でなければ公社では引き受けてくれないので、実態としてはそうなってはいないんです。
それで、先ほど3か月間は公社のほうで保有するというふうに申し上げたんですけども、その3か月間っていうのは公社のほうで売渡先を探している期間というふうに思ってもらえたらよろしいかと思います。
- 17番 (中嶋 隆君)
決まっているんだったら直接やっちゃえばいいと思うんです。3条でいいと思うんだけど、それがよく分かんないんです。(春日委員「税制上の特典がある」と呼ぶ)
- 次長 (山本 孝浩君)
春日委員さんがおっしゃったように、主に売手のほうなんですけども、所得税、市県民税とかの特典がある、本来であれば土地を売ったときには土地を売って得たお金から経費を差し引いたものが譲渡所得になるんですけども、農業開発公社を通じて売買をした場合には800万円まで経費があったとみなすことができるという特典があります。
そういうしたものであるとか、あとは、本来であれば登記費用は買う方が負担

することになるんですけれども、この事業を使っての土地の売買につきましては農業委員会の事務局のほうで嘱託登記をしますので登記費用は一切かからないといったような特典もあります。

なので、そういったところが通常の売買と違うということです。

17番 (中嶋 隆君)

抜け道だな。抜け道をつくって煩雑にしているということだね。

それでもいいんだけれども、誰が買うっていうのは今言ったようにもう決まっているんだよね。

会長 (氣賀澤 道雄君)

この件につきましては、今事務局から言いましたように決まっていますので、その上で進めているということで御理解いただきたいと思います。

ほかにございますか。

16番 (吉瀬 久司君)

すみません。今の案件なんですけれども、公社を使うっていうことは承知していて分かっておるんですが、買手もある程度決まっているっていうことなのですが、今この段階で買手っていうのを発表っていうか、公にできない理由は何かあるんですか。

次長 (山本 孝浩君)

公にできない理由は特にありません。

買手が決まっている状態でこの事業を活用するっていうことになっていまして、伏せておくっていう理由は特にありません。

16番 (吉瀬 久司君)

そうすると、僕らからするとどういう人が買うんだろうっていうのは1つ不安になるので、事業だけが先に進んでいて、後で、いやその人じゃなっていうような話になったときにちょっと困る感じじゃないかなあと思うので、分かんだったら分かったほうが安心するかなあっていう気はするんですけども。

次長 (山本 孝浩君)

誰が買うかっていうことにつきましては、もちろんここで公表するのも何ら差し支えありません。

今回の売買について議題にする前に農地あっせん審査会っていうものを開いておりまして、地元の担当地区の委員さんにも参加していただいております。それで、あっせん審査会のほうには今回の売手である例えば■さんであるとか■さん、あとは公社の方、公社から買い受ける人もあっせん審査会のほうには参加しておりますので、仮にこの人でどうなんだろうってなったときには、

- 17番 先に地元の委員さんのはうから意見があろうかと思います。
- (中嶋 隆君) 3条とこれとだと、こっち側のはうがまるっきり抜けちゃうような気がするんだけど。
- 3条はちゃんと審査していますよね。ここへ出てきて審査している。だけど、これだと相手も分からなくてスルーしちゃう。まさに抜け穴みたいな形だと思うんだけど。
- 今、吉瀬さんが言われたように、誰もまるっきり買手も分からぬ状態で、決まっているんだけど買手も分からぬ。
- これが通っちゃうともう何も出てこないんですよね。
- 次長 (山本 孝浩君) この後、3か月後に、また同じことで、今度は公社から……
- 17番 (中嶋 隆君) ああ、公社からっていうのが出てくる。
- 次長 (山本 孝浩君) そうなんです。
- なので、公社に売った後の次の買手が議案として一切登場しないわけではない。
- ただ、先ほど申し上げたように3か月間を空けて、また同じように審査会を行って、売買のことについて議案として提起することになります。
- もちろん、次回からあらかじめ議案の中に次の売り渡す相手っていうのを示してもらいたいっていう要望がありましたら、ここで示すことは何ら差し支えありません。
- 17番 (中嶋 隆君) じゃあ、一応そういうことであれば、以降が3か月後っていうことだとどんどん進んでいる後なので、発表してよければこの段階で名前だけでも入れていただいたほうがありがたいと思っています。
- 次長 (山本 孝浩君) はい。分かりました。
- 名前だけでよろしいでしょうか。例えば住所とお名前とかいうことでよろしいですか。
- 17番 (中嶋 隆君) ええ、それでいいです。住所と名前だけぐらいで結構です。
- 次長 (山本 孝浩君) 分かりました。じゃあ次回からそのようにすることにいたします。

17番 (中嶋 隆君)
お願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第28号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第28号 農用地利用計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和5年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

閉会 午後3時40分